

役員退職慰労金等規程

平成 2 4 年 4 月 1 日

令和 7 年 4 月 1 日改訂

一般財団法人 環境優良車普及機構

役員退職慰労金等規程

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人環境優良車普及機構（以下「機構」という）の「役員の報酬等及び費用に関する規程」（以下、「役員報酬規程」という。）第5条に基づいて、役員の退職慰労金等の支給について定める。

（退職慰労金の支給）

第2条 退職慰労金は、役員が退職したときにその者に、死亡した場合は、その法定相続人に支給する。ただし、定款第30条第1号により解任された場合には支給しない。

（支給額）

第3条 常勤役員に対する支給額は、在職1ヵ月につき、その者の役員報酬規程第4条第1項に定める本俸月額に100分の25以内の割合を乗じて得た額を基準する。ただし、国の補助事業執行団体に採択され、補助事業執行期間中の退職慰労金相当額を補助事業に請求する場合は、当該期間を在職月数から除外するものとする。

2 前項の割合は、その者の在職中の功績等を考慮して、会長がその都度決定する。

3 在任期間が1ヵ月に満たない端数は、これを1ヵ月に切り上げる。

（特別功労金の支給）

第4条 非常勤役員で機構に対して特に功績のあった者に対し、評議員会の決議により、特別功労金を支給することが出来る。

2 支給額は、その者の在職期間及び功績等を考慮し、評議員会の決議を経て、会長が決定する。

（支給方法）

第5条 退職慰労金の支給に当たっては、法令により控除すべき額を控除した残額とし、退職又は死亡日から1週間以内に支給する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

この規程は、令和7年4月1日から改訂適用する。